

こんにちは 都税事務所です

社団法人荒川法人会会員のみなさまに、新春のお慶びを申し上げます。



1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成25年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成25年1月31日(火)

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX (地方税ポータルシステム)

ホームページ <http://www.eltax.jp/>



エルタックス

検索 クリック



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

サポートデスク ☎ 0570-081459 (IP電話・PHSから: ☎ 045-759-3931)

※ 午前8時30分から午後9時00分まで(土日祝・年末年始(12/29~1/3)を除く)

【お問い合わせ先】荒川都税事務所 固定資産税課 償却資産係 3802-8111

「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税の確定申告期間中はe-Taxが24時間利用※できるので、国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用して申告書を作成すれば、時間を選ばず自宅で手続きが行えます。

※メンテナンス時間を除きます。

電子申告で
効率UP!

e-Taxを利用して所得税の申告をすると
こんなメリットが!

平成24年分は
最高3,000円
の税額控除※1

添付書類の
提出省略※2

還付が
スピーディ

※1 平成19年から平成24年分の間でいずれか1回

※2 5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス

検索